

観光庁多言語解説整備支援事業 よくある質問

●協議会の設立が必須なのか

面的整備の観点から、複数の団体で協議会を設立して実施することが望ましいですが、複数の団体での設立が困難な場合は、個人・単一の団体を協議会として申請することができます。

●今後の事業スケジュールはどのようになっているのか

事業内容の詳細については、平成31年度「地域観光資源の多言語解説整備支援事業」公募要領及び、【別紙】平成31年度地域観光資源の多言語解説整備支援事業スケジュール（以下、スケジュール）、【参考資料】多言語解説文作成イメージを参考にしてください。

●【様式3】整備対象一覧表の記載については、どの程度まで記載すべきか

各地域の支援額は500万/地域を目安とし、【様式3】の内容に基づき観光庁で決定するため、記載については、現時点で分かっている範囲で構いませんので、できる限り多くの整備対象・整備細目を記載いただきますようお願いいたします。

●【様式3】の記載内容については、提出後に変更できるのか

変更可能です。

4月以降、各地域の整備対象を含む事業計画について、観光庁が派遣する解説文作成者等と事前調整を行った上で現地取材を実施いたします。

事前調整による計画の見直し及び現地取材を実施した結果、整備対象の変更をすべきと判断した場合、整備対象を変更することができます。

●整備の対象にならない案件があるか

- ・ 禁止や注意を促すもの、単純な翻訳作業で足りるもの（地図等）については、本事業の対象外となるため、【様式3】に含めないでください。
- ・ 日本遺産のストーリーに関するもの及び日本遺産の構成資産のみでの申請は本事業の対象外となります。

●国立公園は整備の対象になるのか

国立公園の実施については、各国立公園管理事務所に相談をしたうえで申請してください。

●年度内に媒体化ができないが申請できるのか

申請可能です。

平成 31 年度中に解説文の作成を行い、平成 32 年度以降、作成した解説文を使って情報発信媒体整備を実施することができます。

ただし、情報発信媒体整備の予定が「未定」など、詳細に計画が決まっていないものについては、他の申請案件に比べて評価が低くなってしまう可能性があります。

●情報発信媒体整備は支援の対象にならないのか

本事業で実施できるのは解説文の作成のみであり、情報発信媒体整備については支援の対象ではありませんので、独自予算にて実施していただくことになります。

ただし、国指定等文化財の場合は、文化庁の補助金である「文化財多言語解説整備支援事業」（以下、文化庁事業）を活用することができます。（平成 32 年度以降の活用については、事業の実施が未確定であることにご注意ください）

●文化庁事業を活用したいが手続きはどうすればよいのか

文化庁事業については、各地域で別途申請をいただく必要がございます。なお、平成 31 年度内に文化庁事業を合わせて申請予定の地域については、年度内に情報発信媒体整備まで完了させる必要があるため、スケジュールの第 1 期での実施となります。

●本事業は国が直接執行するのか。国から交付金がもらえるのか。

本事業は補助金・交付金の類ではないため、国が全額直接執行いたします。各地域に対し、支援額を交付することはございません。

●地域に英語を話せる人がいないため、専門人材の現地取材の際の対応が困難であるが、申請しても良いか。

申請可能です。現地取材の際は、日本語を話せる人材が同行いたします。取材の際、整備対象について専門的知識を有している方に対応いただけるのであれば、英語が話せなくても大丈夫です。